

○甘楽町上下水道料金審議会条例

昭和53年12月21日

条例第27号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業に係る料金等（以下「水道料金等」という。）について審議するため、甘楽町上下水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道料金、加入金に関すること。
- (2) 下水道使用料、受益者負担金及び分担金に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道料金等に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員は、甘楽町の区域内の公共的団体の代表者及び上水道又は下水道使用者のうちから必要のつど町長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道事務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 甘楽町簡易水道運営協議会条例（昭和34年甘楽町条例第48号）は廃止する。

附 則（平成 7 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の甘楽町上下水道料金審議会条例の規定は、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。